各務原市石油由来副資材調達補助金交付要綱

（令和８年８月７日決裁）

（趣旨）

第１条　この要綱は、中東情勢の混乱長期化等に伴うナフサ及び原油価格の高騰の影響を強く受けている市内の中小建設業者及び中小製造業者を支援するため、当該事業者が石油を原料に含む副資材（以下「石油由来副資材」という。）の調達に要した経費の一部について、予算の範囲内で各務原市石油由来副資材調達補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、各務原市補助金交付規則（昭和３８年規則第３４号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第２条　補助金の交付の対象となる者（次条第１項において「補助対象者」という。）は、市内に本社又は主たる事業所を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項各号のいずれかに該当する者をいう。）であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（１）日本標準産業分類（令和５年総務省告示第２５６号）に掲げる大分類Ｄ建設業又は大分類Ｅ製造業に属する産業を営む者

（２）市税を滞納していない者

（３）規則第３条の３各号のいずれにも該当しない者

（補助対象経費）

第３条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者の事業活動に必要な補助対象副資材（次条第１項に規定する補助対象副資材をいう。）のうち、令和８年４月１日から同年８月３１日までの間に納品されたものの購入に要した費用とする。

２　消費税法（昭和６３年法律第１０８号）の規定による消費税及び地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による地方消費税は、補助対象経費に含まないものとする。

（補助対象副資材）

第４条　補助金の交付の対象となる石油由来副資材（以下「補助対象副資材」という。）は、次に掲げるもののうち、補助対象経費に基づき算出した単価が、令和７年４月１日から令和８年３月３１日までの間に納品されたもの（当該期間内に納品が複数

回あるときは、そのうち任意の１回において納品されたもの）の購入に要した費用に基づき算出した単価（以下この項及び第６条において「前年度単価」という。）と比較して２０パーセント以上上昇しているものとする。ただし、同一の石油由来副資材の前年度単価と比較することができないときは、市長が同等と認める石油由来副資材の前年度単価と比較することができる。

（１）製品又はその資材の表面処理又は洗浄に用いる石油由来副資材

（２）製品又はその資材の接合又は固着に用いる石油由来副資材

（３）製品又はその資材の成形又は取付けに用いる石油由来副資材

（４）製品又はその資材の物流又は梱包に用いる石油由来副資材

（５）設備の稼働又は保守に用いる石油由来副資材

（６）建設工事において配管、養生又は保護に用いる石油由来副資材

（７）建設工事において結束又は固定に用いる石油由来副資材

（８）建設工事において補修又はシーリングに用いる石油由来副資材

（９）建設工事において防水又は断熱に用いる石油由来副資材

（１０）その他市長が適当と認める石油由来副資材

２　次に掲げる石油由来副資材は、補助対象副資材に含まないものとする。

（１）事務用品

（２）工具類

（３）燃料類

（４）軍手、マスク、作業服、ヘルメット、安全靴、拭き取り布その他の作業用品

（補助金の額等）

第５条　補助金の額は、補助対象経費の合計金額に２分の１を乗じて得た額（１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、５０万円を限度とする。

２　前項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額が１０万円未満であるときは、補助金の交付を受けることができない。

３　同一の者が補助金の交付を受けることができる回数は、１回限りとする。

（補助金の交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、各務原市石油由来副資材調達補助金交付申請書兼請求書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める期間内に市長に提出しなければならない。

（１）第２条第１号に該当することが確認できる書類
（２）補助対象経費積算明細表（様式第２号）
（３）補助対象副資材が令和８年４月１日から同年８月３１日までの間に納品されたことを証する書類
（４）補助対象経費を支出したことを証する書類
（５）前年度単価に係る石油由来副資材が令和７年４月１日から令和８年３月３１日までの間に納品されたことを証する書類
（６）前年度単価に係る石油由来副資材の購入に要した経費を支出したことを証する書類
（７）その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第７条　市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、各務原市石油由来副資材調達補助金交付（不交付）決定通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、申請者が指定する金融機関の口座に速やかに補助金を振り込むものとする。

（補助金の交付決定の取消し及び返還）

第８条　市長は、虚偽その他不正な行為により補助金の交付の決定を受けたと認める者があるときは、当該決定の全部又は一部を取り消すことができる。

２　前項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（手続の統合及び省略）

第９条　規則第１９条の規定により、規則第４条の規定による補助金の交付の申請及び規則第１４条第２項の規定による補助金の交付の請求を統合し、並びに規則第１１条の規定による補助事業の実施報告及び規則第１３条の規定による補助金の額の確定を省略するものとする。

（その他）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附　則

１　この要綱は、決裁の日から施行する。

２　この要綱は、令和９年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、第８条の規定

は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。